

『人的控除額等が改正』

平成7年分から適用されます
確定申告の際

ご注意を！



所得税の負担を軽減するため、平成7年分の所得税から基礎的な人的控除額など、次のような改正が行われました。

●基礎的な人的控除額の引き上げ

①基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の控除額の引き上げ

区 分	改正後	改正前
基礎控除	38 万円	35 万円
配偶者控除	38	35
老人控除対象配偶者に係る配偶者控除	48	45
配偶者特別控除(最高額)	38	35
一般扶養控除	38	35
老人扶養親族に係る扶養控除	48	45
特定扶養親族に係る扶養控除	53	50

②扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

配偶者控除又は扶養控除の対象となる控除対象配偶者又は扶養親族の所得要件が引き上げられました。

区 分	改正後	改正前
所得金額	38 万円	35 万円
(給与収入金額)	(103)	(100)

●白色申告者に係る専従者控除額の引き上げ

区 分	改正後	改正前
配偶者	86 万円	80 万円
配偶者以外の親族	50	47

●税率の適用区分の改正

課税される所得金額によって、次のように税率の適用範囲がかわりました。

税率	課税される所得金額	
	改正後	改正前
10%	330万円以下の額	300万円以下の額
20%	330万円を超え 900万円以下の額	300万円を超え 600万円以下の額
30%	900万円を超え1,800万円以下の額	600万円を超え1,000万円以下の額
40%	1,800万円を超え3,000万円以下の額	1,000万円を超え2,000万円以下の額
50%	3,000万円を超える額	2,000万円を超える額

これらの改正は、平成7年分の所得税から適用されますので確定申告の際は十分注意して下さい。

償却資産の申告は1/31まで

償却資産の申告書はもうお手元に届きましたか。

平成8年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載のうえ、1月31日までに提出してください。

償却資産が昨年と変更のない場合でも、申告書の備考欄に「前年中異動なし」と記載の上、申告書を提出

してください。また、家屋についても、平成7年1月2日以降に新増築(まだ評価が済んでいないもの)や既存家屋の取壊し等がありましたら、お知らせください。

問合せ 役場税務課資産税係 ☎1211内線144

給与や賃金を支払う方

源泉徴収票・給与支払報告書は1/31まで

平成7年中に俸給・給料・賃金などを支払う事業所、事業者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者へ交付することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、すべてのものを受給者の住

所地の市町村へ提出するとともに、一定金額以上のものは税務署にも提出することになっています。青色申告をしている方で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方も、忘れずに提出して下さい。

問合せ 銚子税務署 ☎0479-1571 役場税務課 ☎1211



納税は便利で安全・確実な口座振替を！

2月中に申し込みされますと4月の納期分から口座振替になります。

ぜひこの機会に役場税務課窓口か金融機関へ直接お申し込みください。

また、すでに利用されている方で口座変更をされる場合も、お早めにお届けください。

持参するもの ・預金通帳 ・通帳印

三税共同説明会

日時 2月1日(水) 午後1時30分～3時30分
場所 八日市場市民ふれあいセンター
内容 所得税・事業税・住民税の申告書の書き方や特別減税など
問合せ 銚子税務署 ☎0479-1571 役場税務課 ☎1211